

令和8年8月24日

令和8年熊本地震に伴う熊本県中小企業融資制度の 取扱い開始について

この度の令和8年熊本地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

天草信用金庫は、令和8年熊本地震の影響を受け、あるいは影響が懸念される事業者の皆さまの支援を目的として、下記のとおり熊本県中小企業融資制度の取扱いを開始いたしましたので、お知らせいたします。

詳細につきましては、お取引店舗もしくは最寄りの店舗へお気軽にご相談ください。

○金融円滑化特別資金

融資制度	令和8年熊本地震枠	セーフテネット保証4号 (令和8年熊本地震分)
対象者	令和8年熊本地震の影響を受けた中小・小規模事業者	
資金使途	事業資金に限る	
融資限度額	1 企業 8,000 万円 1 組合 1 億円	8,000 万円 (一般保証とは別枠)
借入期間	10 年以内 (据置 2 年以内)	1 年以上 10 年以内 (据置 2 年以内)
融資利率(固定)	2 年以内 年 1.50%以内、3 年以内 年 1.70%以内、5 年以内 年 1.85%以内 7 年以内 年 2.00%以内、7 年超 年 2.20%以内	
保証利率	年 0.00% (県補助後)	

○小規模事業者おうえん資金(令和8年熊本地震分)

対象者	令和8年熊本地震の影響を受けた小規模事業者
資金使途	事業資金に限る
融資限度額	2,000 万円
借入期間	設備資金 1 年以上 7 年以内(据置 6 か月以内) 運転資金 1 年以上 5 年以内(据置 6 か月以内)
融資利率(固定)	3 年以内 年 1.50%以内、5 年以内 年 1.65%以内、7 年以内 年 1.80%以内
保証利率	年 0.00% (県補助後)

お申込に際しては、所定の審査があり、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。